

(別添)

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日自車第880号)
の一部を改正する通達案新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第 880号
改正平成15年 4月 4日付け国自技第385号

改 正	現 行
<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第3章 自動車の検査(事務関係)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1~3-4-10 (略)</p> <p>3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p><u>(7)「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車は、次の例より、最大積載量欄には基準最大積載量に特区最大積載量(構造改革特別区域法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2.(6))に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づき申請された自動車の基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自動車の構造改革特区(以下「特区」という。)内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ)を括弧書で、車両総重量欄には基準車両総重量に特区車両総重量(特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。)を括弧書でそれぞれ併記するとともに、備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。</u></p>	<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第3章 自動車の検査(事務関係)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1~3-4-10 (略)</p> <p>3-4-11 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p>

特区基準緩和の(例)

		車 体 の 形 状	
		セ ミ ト レ ー ラ	
乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量
- 人	18000 Kg	9990 Kg	27990 Kg
	[26000]		[35990]

備 考

特区基準緩和車
 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(6)と特区基準緩和の認定を合わせて受けた場合の(例)

		車 体 の 形 状	
		セ ミ ト レ ー ラ	
乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量
- 人	18000 [40000]Kg	9990 Kg	27990 [49990]Kg
	[26000]		[35990]

備 考

特区基準緩和車
 最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。
 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(8)
 (略)

(7)
 (略)